

第一章 總則
第二章 河川管理施設
第三章 河川管理

○河川管理制度等構造令
第一章 総則
第二条 この政令は、河川管理制度設又は河川法(以下「許可工作物の許可を受けて設置される工作物」以下「許可工作物」)の規則を定めるものとする。
第三条 この政令は、河川管理制度設又は河川法(以下「許可工作物」)の規則を定めるものとする。

堤体の非越流部の高さ		第五条第一項の堤体の非越流部の高さは、洪水吐き地盤による波浪の貯水池の水面からの高さ		P _p 生ずる力	
項目区分	堤体の非越流部の高さ	洪水吐き地盤による波浪の貯水池の水面からの高さ	備考	第五条第一項の堤体の非越流部の高さは、洪水吐き地盤による波浪の貯水池の水面からの高さ	第七条ダムには、洪水吐きを設けるものとする。
一 洪水吐き地盤による波浪の貯水池の水面からの高さ	$H_{\text{d}} + h_{\text{w}} + h_{\text{e}} + 0.5(\text{hw})$	$H_{\text{d}} + h_{\text{w}} + h_{\text{e}} + \frac{1}{2}(\text{hw} + h_{\text{e}})$	2 洪水吐きダムを有しないダムで、ダムによって生ずる力	$H_{\text{d}} + h_{\text{w}} + h_{\text{e}} + 0.5(\text{hw})$	P _p 間引き圧 (堤体の内部及びダムによって生ずる力)
二 洪水吐き地盤による波浪の貯水池の水面からの高さ	$H_{\text{d}} + h_{\text{w}} + h_{\text{e}} + H_{\text{s}} + 1.5(\text{hw})$	$H_{\text{d}} + h_{\text{w}} + h_{\text{e}} + H_{\text{s}} + 2$	3 洪水吐き (減勢工を除く)。ダム設計洪	$H_{\text{d}} + h_{\text{w}} + h_{\text{e}} + 0.5(\text{hw})$	第八条ダムには、洪水吐きを設けるものとする。
三 洪水吐き地盤による波浪の貯水池の水面からの高さ	$H_{\text{d}} + h_{\text{w}} + h_{\text{e}} + H_{\text{s}} + 2$	$H_{\text{d}} + h_{\text{w}} + h_{\text{e}} + H_{\text{s}} + 2$	4 洪水吐き (減勢工を除く)。ダム設計洪	$H_{\text{d}} + h_{\text{w}} + h_{\text{e}} + 0.5(\text{hw})$	第九条ダムの構造の原則
四 洪水吐き地盤による波浪の貯水池の水面からの高さ	$H_{\text{d}} + h_{\text{w}} + h_{\text{e}} + H_{\text{s}} + 2$	$H_{\text{d}} + h_{\text{w}} + h_{\text{e}} + H_{\text{s}} + 2$	5 洪水吐き地盤による波浪の貯水池の水面からの高さ	$H_{\text{d}} + h_{\text{w}} + h_{\text{e}} + 0.5(\text{hw})$	第十一条ダムの構造の原則

河川管理施設等構造令（四条一六条）

項目	堤防高水流量単位	河川内の水位	荷重	一 計画高水位以下である場合			二 計画高水位を超える場合			備考		
				P _b	P _w	P _p	P _b	P _w	P _p	は、それでは次の荷重を表すものとする。	表小段に記載を設けるものとする。	本制
第一二四条 堤防の安定を図るために必要がある場所	五百百メートル未満	は、国土交渉会によっては、河川の木位に応じ、次の状況等により治水上の支障がないと認められた場合に用いる。	2 堤防の小段の幅は、三メートル以上とする。	2 盛土による堤防の法面(高規格堤防の裏面)を除く。は、歩道等によつて覆うるものとする。	2 内地盤と高さとの差が〇・六メートル未満である区間に限り、計画高水流量より高く、かつ、地形の中に掲げる値以上とするものとする。ただし、履帯(側帶)は、歩道等によつて覆うるものとする。	第一二二条の二 高規格堤防及びその地盤に作用する荷重としては、河道内の木位によつて覆うるものとする。	第一二三条 堤防の安定を図るために必要がある場合における堤防の小段の幅は、三メートル以上とする。	第一二五条 滝水的作用から堤防を保護するため必要とする場合における堤防の小段の幅は、三メートル以上とする。	第一二六条 滝水の作用から堤防を保護するため、滝水の方に向きて規制し、又は水勢を緩和するた	第二十一条 堤防の高水流量を定めない湖沼	第二十二条 盛土による堤防の構造計算に関する規定は、国土交渉会で定める。	第二十三条 堤防の安定を図るために必要がある場所
第三項	一メートル未満	は、計画高水位以上とするものとする。	2 胸壁等を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さ	2 盛土による堤防の胸壁(胸壁の部分及び護岸)の勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が〇・六メートル未満である区間に限り、計画高水流量より高く、かつ、地形の中に掲げる値以上とするものとする。ただし、履帯(側帶)は、歩道等によつて覆うるものとする。	2 内地盤と高さとの差が〇・六メートル未満である区間に限り、計画高水流量より高く、かつ、地形の中に掲げる値以上とするものとする。ただし、履帯(側帶)は、歩道等によつて覆うるものとする。	第一二二条の二 高規格堤防及びその地盤に作用する荷重としては、河道内の木位によつて覆うるものとする。	第一二五条 滝水的作用から堤防を保護するため必要とする場合における堤防の小段の幅は、三メートル以上とする。	第一二六条 滝水の作用から堤防を保護するため、滝水の方に向きて規制し、又は水勢を緩和するた	第二十一条 堤防の高水流量を定めない湖沼	第二十二条 盛土による堤防の構造計算に関する規定は、国土交渉会で定める。	第二十三条 堤防の安定を図るために必要がある場所	
第四項	一〇〇〇未満	は、計画高水位以上とするものとする。	2 胸壁等を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さ	2 盛土による堤防の胸壁(胸壁の部分及び護岸)の勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が〇・六メートル未満である区間に限り、計画高水流量より高く、かつ、地形の中に掲げる値以上とするものとする。ただし、履帯(側帶)は、歩道等によつて覆うるものとする。	2 内地盤と高さとの差が〇・六メートル未満である区間に限り、計画高水流量より高く、かつ、地形の中に掲げる値以上とするものとする。ただし、履帯(側帶)は、歩道等によつて覆うるものとする。	第一二二条の二 高規格堤防及びその地盤に作用する荷重としては、河道内の木位によつて覆うるものとする。	第一二五条 滝水的作用から堤防を保護するため必要とする場合における堤防の小段の幅は、三メートル以上とする。	第一二六条 滝水の作用から堤防を保護するため、滝水の方に向きて規制し、又は水勢を緩和するた	第二十一条 堤防の高水流量を定めない湖沼	第二十二条 盛土による堤防の構造計算に関する規定は、国土交渉会で定める。	第二十三条 堤防の安定を図るために必要がある場所	
第五項	一〇〇〇以上	は、計画高水位以上とするものとする。	2 胸壁等を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さ	2 盛土による堤防の胸壁(胸壁の部分及び護岸)の勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が〇・六メートル未満である区間に限り、計画高水流量より高く、かつ、地形の中に掲げる値以上とするものとする。ただし、履帯(側帶)は、歩道等によつて覆うるものとする。	2 内地盤と高さとの差が〇・六メートル未満である区間に限り、計画高水流量より高く、かつ、地形の中に掲げる値以上とするものとする。ただし、履帯(側帶)は、歩道等によつて覆うるものとする。	第一二二条の二 高規格堤防及びその地盤に作用する荷重としては、河道内の木位によつて覆うるものとする。	第一二五条 滝水的作用から堤防を保護するため必要とする場合における堤防の小段の幅は、三メートル以上とする。	第一二六条 滝水の作用から堤防を保護するため、滝水の方に向きて規制し、又は水勢を緩和するた	第二十一条 堤防の高水流量を定めない湖沼	第二十二条 盛土による堤防の構造計算に関する規定は、国土交渉会で定める。	第二十三条 堤防の安定を図るために必要がある場所	
第六項	一五〇〇以上	は、計画高水位以上とするものとする。	2 胸壁等を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さ	2 盛土による堤防の胸壁(胸壁の部分及び護岸)の勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が〇・六メートル未満である区間に限り、計画高水流量より高く、かつ、地形の中に掲げる値以上とするものとする。ただし、履帯(側帶)は、歩道等によつて覆うるものとする。	2 内地盤と高さとの差が〇・六メートル未満である区間に限り、計画高水流量より高く、かつ、地形の中に掲げる値以上とするものとする。ただし、履帯(側帶)は、歩道等によつて覆うるものとする。	第一二二条の二 高規格堤防及びその地盤に作用する荷重としては、河道内の木位によつて覆うるものとする。	第一二五条 滝水的作用から堤防を保護するため必要とする場合における堤防の小段の幅は、三メートル以上とする。	第一二六条 滝水の作用から堤防を保護するため、滝水の方に向きて規制し、又は水勢を緩和するた	第二十一条 堤防の高水流量を定めない湖沼	第二十二条 盛土による堤防の構造計算に関する規定は、国土交渉会で定める。	第二十三条 堤防の安定を図るために必要がある場所	
第七項	一〇〇〇以上	は、計画高水位以上とするものとする。	2 胸壁等を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さ	2 盛土による堤防の胸壁(胸壁の部分及び護岸)の勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が〇・六メートル未満である区間に限り、計画高水流量より高く、かつ、地形の中に掲げる値以上とするものとする。ただし、履帯(側帶)は、歩道等によつて覆うるものとする。	2 内地盤と高さとの差が〇・六メートル未満である区間に限り、計画高水流量より高く、かつ、地形の中に掲げる値以上とするものとする。ただし、履帯(側帶)は、歩道等によつて覆うるものとする。	第一二二条の二 高規格堤防及びその地盤に作用する荷重としては、河道内の木位によつて覆うるものとする。	第一二五条 滝水的作用から堤防を保護するため必要とする場合における堤防の小段の幅は、三メートル以上とする。	第一二六条 滝水の作用から堤防を保護するため、滝水の方に向きて規制し、又は水勢を緩和するた	第二十一条 堤防の高水流量を定めない湖沼	第二十二条 盛土による堤防の構造計算に関する規定は、国土交渉会で定める。	第二十三条 堤防の安定を図るために必要がある場所	

2	前項の堤防のうち計画高水流量を定める湖沼	又は高潮区間の堤防の高さは、同項の規定によつて算出する。	第十九条 時水池に沿つて設置する樹林帯は、國土交通省令で定めるところにより、貯留水汚濁又は貯水池への土砂の流入の防止止つては、	切に配慮された構造とするものとする。
3	前項の堤防及び構造	因する地滑りを防止し、又は貯水池からの漏水による地滑りを防止し、又は想される荷重によつて洗掘による地滑りを防止する。	当地滑りを防止するため必要がある場合においては、道面荷重によつて滑り破壊、浸透破壊又は液状化破壊、滑り破壊又は漫透破壊が生じない構造とし、	当地滑りを防止するため必要がある場合は漏水防止工を設けるものとする。
4	計画高水流量	用に對して耐えることができるものとするものとする。	地滑りを防止するため必要がある場合は漏水の時留に起因する地滑りを防止し、又は想される荷重によつて洗掘による地滑りを防止する。	地滑りを防止するため必要がある場合は漏水防止工を設けるものとする。
5	(単)質及び構造	地滑りを防止するため必要がある場合は漏水防止工を設けるものとする。	第十一条 時水池に沿つて設置する樹林帯は、國土交通省令で定めるところにより、貯留水汚濁又は貯水池への土砂の流入の防止止つては、	一切に配慮された構造とするものとする。
6	一	一	六	二
7	二	二	五	五
8	三	三	五、〇〇〇以上	一
9	四	四	五、〇〇〇以上	一
10	五	五	一〇、〇〇〇以上	一
11	六	六	一〇、〇〇〇未満	一
12	二	二	二	二
13	三	三	二	二
14	四	四	二	二
15	五	五	一	一
16	六	六	一	一

